

平成 16 年 8 月 5 日

市立小・中学校長 殿

教 育 長

市立小・中学校における禁煙の実施について（通知）

各学校においては、平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法の主旨と「校地内は全面禁煙が望ましい」とする教育委員会の基本的な考えのもと、受動喫煙防止対策に努めてきていただいたところですが、このたび、教育委員会では下記のとおり期限を設けて学校敷地内全面禁煙を実施することとなりましたので、通知します。

については、所属職員に周知徹底するとともに、保護者・学校関係者等への連絡・協力依頼等をお願いします。

記

1. 全面禁煙の実施日

平成 16 年 9 月 1 日から 学校建物内全面禁煙

（敷地内全面禁煙まで 6 か月の経過措置期間を置く）

平成 17 年 4 月 1 日から 学校敷地内全面禁煙

各学校の判断により、すでに学校敷地内全面禁煙を実施している学校にならっての先行実施は可能とする。

2. 学校敷地内を全面禁煙とする理由

（1）学校は未成年者の喫煙を防止するための指導を行うだけでなく、生涯にわたる健康づくりという観点から喫煙が身体に及ぼす悪影響について教育を行う場であり、喫煙防止教育をより一層推進するために、児童・生徒が喫煙しないような環境づくりを積極的に行う必要がある。

- (2) 厚生労働省の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の基準を充たす完全分煙を実施するには、改修工事等（仕切壁や分煙基準値を充たすための換気扇の設置など）を行い、「喫煙室」を整備する必要があるが、財政上の理由や市民の理解を得るといって困難である。
- (3) わが国が平成 16 年 6 月 8 日に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准したことを受け、教育機関として積極的な対応をする必要がある。

3 . 敷地内全面禁煙に向けて経過措置期間を設ける理由

- (1) 建物内のみを全面禁煙とする経過措置期間を設け、教職員等の喫煙に関する意識や習慣の改善を喚起し、敷地内全面禁煙の実効性を確保する。
- (2) 保護者や学校関係者等に対して周知徹底を図り、理解を得るための期間とする。

4 . 今後の取組み

- (1) 児童・生徒に対する喫煙防止教育のより一層の充実を図るとともに、ホームページ、広報紙への掲載や学校での看板等の掲示など、市民に向けても周知徹底を図る。
- (2) 教職員等の喫煙者については、禁煙外来を実施している医療機関の紹介や講習会の開催など、禁煙支援を行う。
- (3) 歩行喫煙自粛の呼びかけなど受動喫煙防止のキャンペーンを市関係所管と連携して進め、市全体としての取組みへの拡大を図る。